

共 通 仕 様 書

1 自動販売機の設置条件

(1) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。また、電気料についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、豊橋市が指定する期限までに全額納入すること。

(2) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧５００円硬貨及び１，０００円紙幣が使用できること。

(3) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、豊橋市の指示に従うこと。

(4) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができない。

2 売上状況の報告

売上状況を販売品目ごとに下記のとおり報告すること。

(1) 内容

販売品目名	数量

(2) 期限

区 分	報 告 期 限
4月～9月	1 0 月 3 1 日
1 0 月～3月	4 月 3 0 日

3 その他

設置事業者は自動販売機設置前に各施設に設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

設置にあたっては各施設担当者と設置日を調整の上、すみやかに自動販売機を設置すること。